

○大府市週休 2 日工事実施要領

(目的)

第 1 条 この要領は、建設業界において、喫緊の課題となっている将来の担い手確保のため、建設現場における労働環境の改善が求められていることを鑑み、労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休 2 日の普及に取り組むとともに、将来にわたる週休 2 日の定着を図るため、週休 2 日工事に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（分離発注工事の場合において各発注工事単位で現場事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を含む。）
- (2) 工事完了日 完了届を提出する日
- (3) 土木系工事 次号に規定する工事以外の工事
- (4) 建築系工事 公共建築工事費積算基準を適用する工事

(対象工事)

第 3 条 週休 2 日の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、大府市、大府市水道事業又は大府市下水道事業の発注する全ての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は除く。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（施工必要日数が 5 日以内の工事をいう。）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事
- (4) 現場作業を行う日が発注者の指示により特定される工事

(週休 2 日工事の形式)

第 4 条 週休 2 日工事の形式は、次のとおりとする。

- (1) 完全週休 2 日（土日） 第 5 条に規定する対象期間内において土曜日及び日曜日を基本の現場閉所日とすることをいう。1 週間の定義は、月曜日から日曜日までとする。ただし、地元条件等により、土曜日又は日曜日に作業を行う場合は、同一週で土曜日又は日曜日に代わる現場閉所日（振替閉所日）を指定するものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間及び日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。
- (2) 月単位の週休 2 日 第 5 条に規定する対象期間内のすべての月ごとにおいて現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）が 28.5%（4 週 8 休）以上であることをいう。また、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では 28.5%に満たない月は、その

月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

（対象期間）

第5条 週休2日の対象期間は、契約締結日の翌日（フレックス工期を適用する場合は工事の始期）から工事完了日までとする。ただし、次の各号に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

- (1) 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置及び測量はこの期間に含む。）
- (2) 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完了日までの期間）
- (3) 夏季休暇（3日間）
- (4) 年末年始休暇（6日間）
- (5) 工場製作のみの期間
- (6) 工事全体を一時中止している期間
- (7) 発注者が対象外とする作業を実施する期間（施工条件や地元条件、災害対応等、受注者の責によらず週6日以上現場作業を余儀なくされる期間）

（週休2日の取得に要する費用の計上）

第6条 対象工事における現場閉所状況に応じ、各経費に次の補正係数を乗じるものとする。ただし、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

- (1) 土木系工事における補正係数

現場閉所状況の適用区分	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日（4週8休以上）	月単位の週休2日未満（補正なし）
労務費	1.02	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.01	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00
備考			
1 市場単価の補正対象及び補正係数は別表1のとおりとする。			
2 土木工事の標準単価の補正対象及び補正係数は別表2のとおりとする。			
3 下水道工事市場単価の補正対象及び補正係数は別表3のとおりとする。			

- (2) 建築系工事における補正係数

現場閉所状況の適用区分	完全週休2日（土日）	月単位の週休2日（4週8休以上）	月単位の週休2日未満（補正なし）
労務費	1.02	1.02	1.00
現場管理費率	1.01	1.00	1.00
備考			
現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）			

の労務費）及び現場管理費（原則として、現場管理費率相当額）を補正する。

- 1 建築工事の補正対象及び補正係数は別表4のとおりとする。
- 2 電気設備工事の補正対象及び補正係数は別表5のとおりとする。
- 3 機械設備工事の補正対象及び補正係数は別表6のとおりとする。

2 補正係数による補正方法の適用については、次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、前項の表の「月単位の週休2日（4週8休以上）」の補正係数を適用する。
- (2) 受注者が、工事着手前に「完全週休2日（土日）」の取組を希望し、発注者と協議の上「完全週休2日（土日）」に取り組むことを決定した場合は、「完全週休2日（土日）」の補正係数を適用することができる。
- (3) 受注者の責により「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」（4週8休以上）が達成できない場合、受注者は、現場閉所状況に応じて「月単位の週休2日」（4週8休以上）又は月単位の週休2日未満（補正なし）の区分の補正係数に変更する。

（取組内容）

第7条 対象工事の取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書等に週休2日工事であることを明示する。
例「第〇条 本工事は、大府市週休2日工事实施要領の対象工事とする。」
- (2) 発注者は、対象工事の工事名の末尾に「（週休2日）」を追記する。
- (3) 受注者は、当初施工計画書（工場製作を伴う場合は、現場施工計画書）に、現場閉所予定日及び非対象期間が分かる現場閉所取得計画表を添付し提出するものとする。
- (4) 受注者は、毎月5日までに実施工程表に実施結果（現場閉所日及び非対象期間を明示したもの）を添付し提出するものとし、監督職員はこれを確認する。
- (5) 受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督職員に報告することとする。
- (6) 受注者は、発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合は、協力しなければならない。
- (7) 受注者は、完全週休2日（土日）又は月単位の週休2日が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告しなければならない。ただし、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りでない。

（工事成績評定）

第8条 工事成績評定については、次のとおりとする。

- (1) 完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日を達成した場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」の項目において、評価する。
- (2) 受注者の責により、週休2日工事に取り組むことが認められなかった場合は、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献等」の項目において、2点減ずる。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の大府市週休2日制工事実施要領の規定により契約された工事は、改正後の大府市週休2日工事実施要領の規定にかかわらず、当該工事が完了する日までの間は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の大府市週休2日工事実施要領の規定により入札の公告がされた工事は、改正後の大府市週休2日工事実施要領の規定にかかわらず、当該工事が完了する日までの間は、従前の例による。

別表 1

週休 2 日工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

別表 2

週休 2 日工事における土木工事標準単価の補正係数の設定

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休 2日 (土日)
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

別表 3

下水道用設計標準歩掛における市場単価

名称	規格・仕様	補正係数	
		現場閉所	
		月単位	完全週休 2日 (土日)
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

別表4 建築工事の補正率

工種	摘要※	完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.02	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.01	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

別表5 電気設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.01	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

別表6 機械設備工事の補正率

工種	摘要	完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンバー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22